

Title	輸入割当制度
Sub Title	
Author	岩田, 仞
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.12 (1935. 12) ,p.1843(87)- 1877(121)
JaLC DOI	10.14991/001.19351201-0087
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19351201-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法則に従ふならば上記の判断は説明し來たれる如く確に三つの階段を爲して居る。併し現實の問題は常に同時に三つ或は二つの判断を必要とするかも知れぬのであつて、實際問題として或ものは技術的断判のみ、又或る他のものは論理的断判のみといふ様な範圍上の區別を設け得るものでは全くない。

經濟政策原理の形式的、論理的基礎は以上に於て之を確立して來たのであるが、吾人の次の課題は之を具體的、實際的問題に當後めることである。即ち經濟的福祉とは現代の社會に於て如何なる具體的内容を持つものであるか、如何にして之を測定するのであるかといふことが先づ第一に問題である。假に此福祉の範圍を國內に限るとして、國民共同の福祉とは實際に何を指すのかといふことは簡單に解答し難い問題である。更に之が實體を把握し、其測定方法が明瞭に爲つたとしても如何にして之を促進すべきかといふことも亦決して容易に解決し得る事柄ではない。其國其時に於ける周圍の事情や歴史的環境の考慮といふことは之を定める上に無視すべからざる要素であるに相違ない。

本論文の直接の目的は先づ經濟政策の論理的基礎の確立に在るのであつて、此等の具體的問題の解答は後日を期することにする。

輸入割當制度

岩 田 仞

目 次

- 第一節 輸入割當制度への必然性
- 第二節 輸入割當制度の形態的研究
- 第三節 輸入割當制度の貿易政策的意義
- 第四節 輸入割當制度の効果

世界經濟恐慌の激化に伴つて、輸入割當制度 (contingent, contingent, Quota system) は急速度を以て各國に普及し、貿易政策上の一つの重要な具體的手段となるに至つた。(註一)従つて貿易政策手段として顯はれたのは此處數年來の事に屬し、未だ用語上の不統一は免れない所である。併し輸入割當制度の本質に關する研究は後章に譲るとするも、輸入割當制度が從來の輸入干渉手段たる關稅制度と對比して、その國家統制の限度に於て一歩進んだものであり、輸入商品數量を直接的に統制する點に特色がある事は明白であらう。兩者の間には國家の貿易統制に關して量的差異以上に質的差異が見出される。輸入數量を制限する點よりすれば、關稅政策は價格現象を媒介として間接的に制限するに止まり、その効果も亦間接的である。然るに輸入割當制度に依る輸入數量の制

限は直接的であり、絶對的である。それだけ貿易統制の強化が見られる譯である。勿論輸入割當制度は斯くの如く貿易統制の直接的手段としてのみ考察する事に依つてその本質を理解する事は出来ない。現在の世界經濟機構との關聯の下に於て、その貿易政策上の意義を明かにして始めて本質的な把握がなされ得る。併し漸定的に輸入割當制度は輸入數量を直接的に統制する手段であると解して考察を進めやう。

註一 輸入割當制度は佛蘭西、瑞西を始め、伊太利、白耳義、和蘭、獨逸、英吉利、ブルガリヤ、奧太利、ルーマニヤ、土耳古、波蘭、西班牙、チェコスロバキヤ、グリーンランド、エストランド、レットランド等、特に歐洲に於て各國で採用されて居る。就中最も割當制度の發展せる佛蘭西にあつては、從來の關稅七〇〇〇税目中、一一〇〇以上が割當制度に依つて代はられるに至つた。

第一節 輸入割當制度への必然性

現在に於ける各國の貿易政策は世界資本主義の發展、更に直接的には世界經濟恐慌と結びつけて理解されなければならぬ。併し乍ら輸入割當制度の必然性を把握する爲めには、より直接的な命題、即ち何故に保護貿易政策手段として、關稅制度から輸入割當制度へと移行したかと云ふ問題の解決が必要である。輸入制限を強化する爲めには、關稅の引上げに依つて可能である。然るに現に於ける國家の貿易統制は關稅政策の強化から輸入割當制度に迄進展して居る。斯る直接的な貿易統制の強行を要求されるに至つたのは如何なる事態に基くのか、換言すれば何故に關稅政策の作用乃至効果が限界に達するに至つたかの分析が要請される。從來の輸入干渉手段の主要形態は關稅の設定であつた。輸入關稅を課す事に依つて輸入商品の價格を引上げ、間接的に輸入の阻止が企てられたのである。然るに最近に於ける世界經濟恐慌の激化するに及んで、貿易政策上價格統制 (Preiskontrolle) の重要性は失はれ、

數量統制 (Mengenkontrolle) にとつて代はられた。一九三〇年以後關稅政策は保護貿易政策手段としての支配的地位を全く喪失した。勿論關稅政策が保護貿易政策手段として見棄てられたのでは無い。併し其の適用が増加したにも拘らず、全く他の政策の影に後退してしまつたのである。(註二) 然らば何故に價格統制に代つて數量統制が貿易政策の前面に顯はれるに至つたか。以下此の問題を取扱ふ事に依つて、輸入割當制度の必然性を理解しやう。

關稅制度に依る價格現象を通じての間接的な貿易統制は、それが効果的である爲の前提として、資本主義經濟組織が自由主義的であり、調和的發展がなされる事を必要とする。(註三) 即ち世界資本主義の發展過程が自由競争の下に於ける價格の自動的調節に依つて營まれ、各經濟現象間の均衡關係が自動的に成立する場合、關稅制度の効果は充分に發揮される。需要と供給、消費と生産を始めとして一切の經濟現象が價格を中心に動き、然も價格の自動的作用に依つてのみ經濟的發展が調整される時、國內市場と國際市場とは價格を通じて密接な關聯性を持ち、國際貿易も亦各國間の生産費乃至價格條件にのみ依存する。従つて此の場合貿易現象に干渉する爲には、單に價格現象を媒介として可能であり、その具體的手段としては關稅制度を以て充分である。關稅轉嫁の問題に關して種々論争の存する所ではあるが、關稅が付課せられた場合自由主義的經濟機構にあつては貿易當事國間の貿易商品の價格差は關稅額(運賃其の他を除外するとすれば)を限度として成立する。一時的には當事國の需要供給の條件に依つて、兩國間の價格差は關稅額以上に、或ひは以下になるとしても、自由競争が完全に行はれて價格の自動的調節が行はれる限り、究極的には關稅額を限度とする價格差に至つて貿易關係は均衡状態に落付く。輸入國に於ける價格が輸出國よりも關稅額だけ高位に決定されれば、其處に何等の人為的操作の無い限り必然的に輸入はそれだけ減少する。即ち此の場合關稅政策は貿易干渉手段として充分効果的である。

資本主義經濟の繁榮期、一九世紀後半より世界大戰前に至る世界資本主義の發展過程にあつては、右の如き關稅政策の作用の爲に必要な經濟的前提が約束されて居た。即ち大戰前に於ける世界資本主義の發展は、主として自由主義的な經濟組織の基礎の上に行はれて居た。

然るに大戰後特に世界經濟恐慌勃發以後世界經濟機構は全く一變してしまつた。即ち自由經濟組織から拘束經濟組織への移行である。斯る世界經濟機構の變革は、既に資本主義經濟機構の發展それ自體の内部に必然性が見出され、然も世界大戰更に世界恐慌に依つて拍車をかけられた事は云ふ迄も無い。斯る世界資本主義經濟機構の變化に關する詳細な分析は、本稿の課題では無いから必要な限り變革の様態を略記するに留めやう。

自由經濟組織下に於ける價格機構は、カルテル其の他の獨占體の發現に依つて蠶食せしめられた。獨占體の發展は自由競争の下に於て價格が生産費との關聯に於て一定の水準に自動的に安定する作用を攪亂する。價格現象はかかる獨占體の人爲的政策の爲めに左右せられ、價格の自動的調節の實現は妨げられる。殊に獨占體の國際間の價格現象に對する影響は著しい。國內市場が獨占せられる結果、カルテル關稅に依つて國內價格は高められ、國內市場で得た利潤を犠牲にしてダンピング價格を以て過剰商品の販路を外國市場に求める。斯る獨占體の行動は國內價格と國際價格との關聯性を全く遮断してしまふ。獨占組織は過去に於ける不況期を段階として漸次發展をなしたが、現在の世界恐慌に依つて全く支配的な形態となつた。

斯る獨占體の發展にも増して自由經濟的價格機構を攪亂するものは、國家のとする經濟政策である。現在の恐慌の深度は獨占體其の他の資本家の統制に依つては容易に打開されない。従つて政府の干渉統制の強化が必要とせられ、今や世界各國に經濟的國民主義の擡頭を見て居る。恐慌打解策として政府は對内的には生産の無政府性を排除

せんとし、對外的には國內産業保護の爲に國內市場を確保して、更に外國市場の爭奪の爲に保護獎勵が行はれる。かくて經濟的國民主義の強化に基く各國の經濟政策特に貿易政策に依る世界經濟機構、特に國際間の價格關係に於ける分解過程は著しいものがある。

更に自由經濟組織下に於ける國際間の價格の自動的調節機能を無力にする要因は、通貨の分野に於ても見出される。世界經濟恐慌の激化は一九三一年以後各國に信用恐慌を捲起し、國際的金融恐慌は本位貨幣恐慌に迄進展した。世界各國の金本位制度の動搖と崩壊は、通貨の國際間に於ける價格の自動的調節作用の基礎を搖がせ破壊してしまつた。云ふ迄も無く金本位制度の下にあつては爲替相場が法定平價を離れて變動するとしても、金輸送點に依つて變動の限界は劃され、結局法定平價に一致するやう自動的に調節される。然るに金本位制度が停止された場合に、爲替相場の變動に對するかかる限界は除却され、通貨に依る自動的調節作用は行はれなくなる。かくて國際間の價格の關聯性はその支柱を失つてしまつた。然も各國政府の恐慌對策として行ふ通貨政策は増々爲替相場を變動常無きものとし、かかる持續的な甚しい爲替相場動搖の時代に於ては關稅制度はその經濟的效果を喪失してしまふ。更に各國の採るインフレーション政策は、爲替の急激な低落、従つて爲替ダンピングの可能性を保證し、之等爲替低落國よりの輸入は、關稅の如き間接的方法に依つて阻止し得るものではない。

以上の如き大戰後特に恐慌以後に於ける、價格の自動的調節に基礎を置く自由經濟機構の破壊の結果、關稅制度の政策的效果は極度に減殺されてしまつた。國際間の價格現象に於て人爲的要素が支配的となれば、價格現象殊に價格の自動的調節を通じてのみ間接的に效果ある關稅制度は輸入貿易干渉手段として不十分であり、貿易政策に於てもそれに對應して直接的な人爲的要素の強化が必要である。國內價格の動きと世界價格の動きとの間に全く關聯が無

くなつた時、關稅に依つて輸入數量を減少せしめ、之を一定限度に止めんとする事は不可能な事に屬す。勿論關稅率の極度の高度化に依つて或る程度可能だとしても、關稅政策の強化に比例してその効果は望み得無い。勿論自由經濟組織から拘束經濟組織への轉化が行はれたと云つても、價格現象を中心とする資本主義的經濟組織である限り、價格現象を通じての干渉乃至統制政策が全く効果を失ふものではない。併し關稅制度が保護貿易手段として合目的で無い事は明かであらう。斯くて關稅政策はその作用に於て限界に達し、之を補充し且つ或る程度排除する新しい貿易政策手段が要請せられ、その具體的手段として輸入割當政策が各國に於て發動を見るに至つたのである。

註一 Walter Greif, Die neuen Methoden der Handelspolitik. 1934. S. 13. Board of Trade Journal (Vol. XXX. 1933) に於て一九三二年度の貿易政策の變化を要約して曰く、「一般に歐洲ラテンアメリカに於ける爲替統制の發展と、特に歐洲に於ける輸入制限制度の發展が、關稅率の變更よりもより重要である。」と。

註三 Kurt Häner, 'Die Politik der mengenmassigen Einfuhrregulierung'. Volkswirtschaft Archiv. Band 40. Heft 2. 1934. S. 3740. Walter Greif, a. a. O. S. 20.

第二節 輸入割當制度の形態的研究

世界恐慌の進展と共に關稅政策の効果は益々減殺され、各國に於て輸入割當制度が採用せられ強化せられるに至つた。併し乍ら輸入割當制度の適用せられてから未だ日淺く、過渡的時代を脱さない。従つて各國の試みる輸入割當制度の具體的手段は複雑多岐であり、輸入割當制度に關する法令の如きも全く朝令暮改の觀がある。本稿冒頭で述べた如く、使用されて居る割當制度なる用語も亦多種多様の意味を持つて居る。故に輸入割當制度の種々なる形態を系統的に分類し、之を敘述する事は頗る困難であり、又危険の隨伴を免れない。併し乍ら輸入割當制度の研究

に際して、雜多な形態を一應統一的な主要形態に還元する事は必要である。前述せる如く輸入割當制度の貿易政策上の具體的手段として持つ特徴が、關稅制度と對比して輸入商品を直接的に統制すると云ふ點にありとすれば、各種の割當制度に付てかゝる貿易統制が如何なる程度に迄行はれて居るかと云ふ觀點から之を考察する事が可能であり、又その形態的研究にとつて最も合理的であるやうに考へられる。以下かゝる點に着眼して、輸入割當制度の形態的研究乃至技術上の問題を取扱はうと思ふ。

輸入割當制度を最も廣義に解した場合、一般に關稅割當 (Zollkontingenten) と狹義の輸入割當 (Einfuhrkontingenten) とに區別せられる(註四)。前者は輸入商品の一定數量に付ては關稅が全く自由であるか、又は輕減せられた關稅率で輸入が許可せられ、一定數量を超過した商品に對しては高率の關稅が賦課せられる制度である。瑞西或ひは獨乙に於て一部分行はれて居る輸入割當制度が之である。瑞西大統領令第一號(一九三二年一月三十日付、二月五日實施)「本令に掲ぐる品目は特別許可を受くるに非ざれば普通稅率に依り輸入する事を得ず。且右の輸入は一定限度内に限られ、又經濟省は當分の間右規定を一定國の國よりの輸入に限り適用し此等各國に對する數量を決定し得る旨を規定す。」(註五)

然るに狹義の輸入割當制度とは一定數量以上の輸入は全く禁止せられる場合である。統制の限度より云へば後者が一步進んだ制度である事は云ふ迄も無い。關稅割當制度に於ても、輸入商品を一定數量に限定するが、それは決して絶對的效果を持つものではない。即ち貿易商が高率の關稅を負擔する事を敢てするならば、如何程の數量でも無制限に輸入される事が可能である。従つて輸入割當制度の特徴を輸入數量の直接的制限乃至統制と云ふ點に見出すとするならば、關稅割當制度は嚴密な意味に於ける割當制度では無い。たゞ一定數量を超過した場合に課する

關稅が禁止的に高率である時には、輸入數量は一定量に限定され、實質上割當制度たり得るであらう。併しかゝる極端な場合でない限り、關稅輸入制度は理論上關稅制度より輸入割當制度へ移行する中間の過渡的制度である。即ち關稅割當制度は關稅制度と異り輸入數量を一定量に限定せんとするのであるが、又輸入割當制度の如く直接的に然も絶對的に輸入數量を限定するのでは無くして、關稅制度の如く價格作用を通じて間接的に之を行はうとするのである。従つて屢々關稅割當は相對的割當(Relativen Kontingenten)、輸入割當は絶對的割當(absoluter Kontingenten)と呼ばれる。(註六)

狹義の輸入割當制度に於て最も單純な原始的形態は總括的割當(Global Quota, Globalkontingent)である。(註七)即ち一定期間に於ける商品の輸入數量を決定し、該一定數量に達する迄は自由に輸入を許可する。一度輸入が規定數量の限界に達すると、その旨を公表して輸入業者に警告を與へ、その期間の終り迄輸入が禁止される。かくして國家は輸入數量を直接的に統制するのである。佛國、土耳其等に於ける初期の割當制度が之である。而して總括的割當制度の特徴は、一定の輸入數量の總額のみを規定して直接的に統制するのみであつて、其の範圍内に於ては全く自由競争に委ねる點にある。即ち對内的に見れば規定數量が充される迄は何れの輸入商も自由に輸入し得るし、對外的に見れば何れの國からも自由に輸入される事となる。土耳其第一回輸入制限令(一九三二年十一月十六日付)第一條「政府は土耳其に所在する工場にて使用する原料品以外の商品の輸入に關し一九三一年十一月十六日以降各月毎に漸定的基礎に於て最高輸入割當高を決定する權限を有す。…割當高表に記載されたる商品にして土耳其向積出されたるものは各月に割當たる高に滿つる迄其到着日の順により輸入を許可す。(註八)斯る制度は種々なる弊害を生んだ(註九)。各輸入商は限定された數量内に於て可及的に大量の輸入取引を取扱

はんとし、又仕入國の輸出商も亦出來得る限り大量の輸出をなさんとする爲めに、割當期間の始期に急激な然も大量の輸入をみ、直ちに規定數量は限界に達して割當期間の終り迄輸入が禁止される。その結果大量の輸入と輸入柱絶とが間歇的に行はれ、商品の供給は攪亂され、價格は不安定となる事は必定である。即ち割當期間の始めには供給の過剩に依つて價格は下落し、輸入が禁止されるや供給は欠乏して價格も急反撥する。かゝる價格の急激な變動は、投機業者の活躍に依つて激化し、國民經濟と惡影響を及ぼす事は云ふ迄も無い。然も急激に輸入せられる結果は、商品の品質の悪化は免れない所である。又割當期間開始後直ちに輸入禁止となり取引を中絶しなければならぬ事は、輸入商にとつて大なる打撃であり、積出された荷物が輸入間近になつて輸入禁止の宣告を受ける結果契約が破棄されて、輸出商にも大なる損失を與へる。此の事は屢々國際紛争に迄進展し、その對策として多くの場合輸入禁止の公表前に積出された商品は輸入を許可される。併し其の爲に當然輸入數量は規定量より遙かに超過する結果となる。又其の他總括的割當制度に於ては輸入數量を一定量に限定する上に於て、種々なる技術的困難が存在する。一般に總括的割當制度に於ては輸入數量の限定を行ふ方法は、全國各地に散在する海港或ひは國境に於ける輸入數量が中央の當局に報告され、一括合計して之が規定數量に達した時、全國一齊に輸入禁止が命令されるのである。従つて當局が各稅關を通過する輸入數量を逐時知る事は困難であり、非常な繁雜を伴ふ。例へば佛國に於ては各稅關の報告は十日間毎に行はれて居る。かくて稅關の報告期と現實の輸入との時間的差異、各地稅關と中央當局との連絡上の齟齬の爲に、當局が輸入禁止を命令する時は、既に輸入數量は超過して居る。然も前述せる如く割當期間の始期に大量な急激の輸入を見る場合、その超過數量に相當額に上る。斯る困難を除却する爲に種々な對策が行はれて居る。例へば割當期間の短縮、稅關割當等が之である。割當期間を一年間の如く長期に求めずして三ヶ月或ひは

一ヶ月の如く短縮する事に依つて、甚しい輸入の不安定をさける。瑞西、伊太利、獨乙、白耳義、ラトビヤ等に於ては割當期間は一ケ年であるが、土耳其、希臘、西班牙、ルーマニヤ等に於て三ヶ月、更に、佛國に於て野菜、馬鈴薯、果實等は一ヶ月短縮されて居る。(註一〇)又各期間の現實の輸入數量が規定數量を超過した時、次期の割當數量より超過數量を差引き、不足せる場合は之を加算するやう規定される。例へば前述の土耳其第一回輸入制限令第一條に曰く、「…發送日の如何を問はず割當高を超過する商品に付ては其余剰分は其到着日の順に従ひ次月の初に於て同月割當高を限度として輸入を許可す。」又割當期間の細分は商品の性質に依つて消費の季節的變動を除却する爲にも要求せられる。次に税關割當とは規定の輸入數量を各地税關に分割割當てるのである。即ち各税關毎に一定期間内に於ける輸入數量が制限せられ、各税關は輸入される數量を日々計量して、割當數量が充された時、その割當期間の終り迄當該税關に關する限り輸入が禁止される。斯くする事に依つて規定數量の超過輸入を避ける事が出來やう。佛國に於て、食料品特に、野菜、馬鈴薯、果實に付てはかかる制度が採用されて居る。(註一一)

以上の如くにして超過輸入の問題を解決し得たとしても、前述の大量輸入と輸入禁止が交互に行はれる供給の不規則、従つて價格不安定を完全に防止する事は不可能である。斯くする弊害は一に總括的割當制度の單に輸入數量を統制する事に依つてのみ輸入制限を行はんとする無計畫性に歸すべきものであつて、限定せる輸入數量の範圍内に於ても各貿易商の自由競争に委ねず、之をも直接的に統制する事に依つて始めてその弊害を克復する事が出来る。即ち輸入總量の直接的制限のみならず、貿易商に對する直接的統制をも同時に行ふのである。斯くする方法的具體的手段として生じたのが對内的割當或ひは對外的割當である。輸入割當制度の特色が輸入數量の直接的制限乃至統制にある事は屢々述べた所であるが、輸入割當制度は字句に忠實に之を嚴密に解すれば、寧ろ輸入數量の直接的制限

をなす爲に行ふ所の割當と云ふ技術的手段である。輸入數量の直接的制限がその目的である事は勿論であるが、具體的にはその目的を達する爲の輸入數量の割當と云ふ技術を指す。従つて單に輸入數量のみを制限する總括割當は、割當なる語が付されては居るが此の最も嚴密なる意味に於ける輸入割當制度では無い。

斯くする最狹義の意味に於ける輸入割當制度は、一般に對内的或ひは輸入商割當 (Personelle Verteilung) と對外的或ひは國別割當 (Länderweise Verteilung, Länderquoten) とに區別される(註一二)。對内的割當(輸入商割當)とは輸入總量のみならず、輸入商をも直接的に統制する。即ち先づ第一に輸入商を限定する。例へば和蘭に於ては主務大臣は輸入業者に對して一定金額の銀行保證金を要求して弱少輸入商を排除する。(註一三)然る後限定された各輸入商に對して一定期間内に輸入する數量が割當られる。勿論商人のみならず原料輸入工業家に對しても割當てられる事がある。例へば羅馬尼の一九三三年十二月十五日商工省規則には商人と工業家に對する許可の基準が別々に示されて居る。(註一四)斯かる對内的割當は、或ひは佛國に於けるが如く同業組合の代表者を以て組織される委員會に依つて決定される場合もあり、或ひは希臘、白耳義の如く商工會議所に割當權が付與される場合もある。即ち佛國に於ては割當商品の貿易に關係のある生産並びに商人の代表者よりなる委員會 (Comité interprofessionnel des importations d'importations) が組織され、輸入商に許可證の割當交付を行ふ。(註一五)又希臘の輸入制限令施行細則に曰く、「…中央委員會は各商品の輸入許可數量總額の各國立商工會議所及び地方商工會議所に對する割當量を決定すべし。…各商工會議所は中央委員會の通達せる調書により定められたる各商品の該商工會議所宛割當額を更に同地方の本令發布當時存在せる輸入商間に割當を爲すべし。(註一六)」

而して各輸入業者に對する割當の基準は、公平を期す爲に過去に於ける各輸入業者の輸入統計に比例して割當て

られるのが通例である。例へば佛國に於て木材は一九二九—三二年の平均、魚類は一九三二年が輸入業者割當の基準となつて居る。又割當をより現實の要求に近づける爲に、各輸入業者に輸入豫定數量の申込をなさしめて、各輸入商への割當を決定する場合もあり、更に複雑な方法として、佛國電氣器具の對内的割當の如く、割當商品の需要企業の作業度に比例して割當數量を決定するが如き場合もある。(註一七)かゝる輸入商の限定、輸入商への輸入數量の割當を行ふ事に依つて、輸入商間の自由競争は全く廢除され、割當期間が開始すると共に我先に輸入を行ふ必要なく、前述せる總括的割當の弊害は之を除却する事が出来る。併し後述する如く對内的割當は他方に於て輸入商に獨占的地位を與へる爲に、消費者を犠牲にして不當の利益を與へる弊害は免れない。

而して各輸入商への割當を實際に施行する場合輸入商に對する輸入許可に關する何等かの形式が必要となる。その結果輸入許可證交付(Ausgabe von Einfuhrlicenzen, Distribution of licences)(註一八)の制度が行はれる。此の輸入許可制度と輸入割當制度とは屢々論者に依つて區別される。併し兩者の間に何等本質的な區別は見出されない。(註一九)寧ろ輸入許可制度は輸入割當制度特に對内的割當の技術上の補助手段にすぎない。割當制度の目標を實現し、充分に效果あらしめる爲に許可制度が使用されるのである。即ち輸入許可制度とは、輸入數量の對内的割當の爲に、行政處分或ひは政府の委任せる團體に依つて各輸入商へ許可證の給付をなす手續を指すのである。従つて輸入許可制度と輸入割當制度(特に對内的割當)とは對立的な制度ではなくして、寧ろ同時に併用される制度である。従つてヘフナー、ヘイトの如き論者は後述する對外的割當(國別割當)と對比して對内的割當を輸入許可制度と稱して居る。

併し乍ら輸入許可制度に於て、各輸入業者の輸入數量は許可證を交付する事に依つて直接的に統制するけれども、輸入數量は豫め之を決定せず、或ひは決定しても公表しない場合がある。即ち輸入統制手段として輸入許可制度のみを固執する場合がある。例へば白耳義に於ては輸入制限法として、輸入割當制度と輸入許可制度に分ち、前者は一定の數量を限定し従前よりの輸入業者に之を割當てるに反し、後者は數量を限定しない。併し共に工務大臣又は商工大臣等の許可證を必要とする點では同一である。又土耳其輸入制限令(割當制度)中V表、F表記載の品目は關係各省大臣の許可を得れば輸入制限令即ち割當制度に關係なく輸入する事が出来る。(註二〇)前述せる總括的割當乃至對内的割當の如く輸入數量を豫め規定し公表する制度を公開的割當制度(Das offene Kontingenten)とするならば、秘密的割當制度(Das geheime Kontingente)とも云ふべきものである。(註二一)此の場合にあつては許可制度は必ずしも對内的割當に對する技術的手段ではない。従つて單に輸入許可制度と云つた場合、實際には非常に豊富の形式をも抱括する事となる。例へば輸入數量を公表して制限する場合、屢々輸出國の抗議に會ひ報復的處置に出られる爲に、輸入數量の公表をせず單に適當と認められる範圍で輸入許可證を與へて輸入を統制する場合もあらう。かゝる秘密的割當制度に於ては輸入總額は豫め知られてないとしても、對内的割當及び對外的割當が行はれる。對外者割當(國別割當)も亦對内的割當と同様に總括的割當制度に於ける弊害を除却し、輸入制限をより確實にする爲に發生したものである。又前述せる如く總括的割當制度にあつては、一定數量以内は何れの國からも輸入を自由に許可する結果、輸出國に對して地域的な差別待遇を與へる事となり、斯かる遠隔の輸出國の不利を調節する爲に國別割當なる手段が採られる。例へば佛國が木材割當制度を設定した場合、若し國別割當を行はず各國より自由に輸入するとすれば、北歐諸國は氷雪の關係で全く佛國へ輸出し得なくなる事を考慮して部分的に國別割當を行つた。併し國別割當は對内的割當の如く總括的割當制度の單なる技術的手段では無く、それ以外に通商條約上の政策的意

義を持つものである。即ち例へば佛國の輸入割當制度に於て、國別割當は通商條約を締結せる一定國に對する特殊の扱ひに始つて居る。一九三〇年八月二七日の葡萄酒割當制度に於て、一九二六—三〇年間の平均輸入量基準とする總括的割當から、希臘に對しては三三〇、〇〇〇ヘクリツトル、伊太利に對しては二五〇、〇〇〇ヘクリツトルの留保を爲し、豫め割當數量から除外した。其の他大部分の佛國割當制度は、主要仕入國に對して割當て、殘餘を「其の他の國」として一括して居る。(註二二)又國別割當の大部分は、その割當基準を最惠國約款に違反なきやう決定して、國際紛争を免れる目的を以て行はれて居る。更に現在各國の通商政策の動向が報復主義、互惠主義、求償主義等に向ふにつれて、その具體的手段として國別割當制度が使用されるに至つた。之等に關しては次節に於て詳細に取扱ふ積りである。

而して輸入數量が輸出國別に割當てられたとしても、各輸出國の割當數量内に於ては未だ輸出商間の自由競争に委ねられて居る。従つて輸入數量を更に確實に維持して、無統制より來る弊害を除却せんとすれば、更に輸出商の統制乃至輸出商の割當が必要となる。その爲めに此處に割當制度は國際間の協定の必要を見る。従前の割當制度を自主的或ひは一方的割當制度(Das autonomen Kontingenten. Unilateral Quota)と呼ぶならば、之は協定的乃至双方向的割當制度(Das vereinbarten Kontingenten. Bilateral Quota)とも云ふべきであらう。(註二三)即ち割當制度の設定に際して、豫め外國政府或ひは外國に於ける利害關係團體との間に協定を行ふのである。勿論此の場合相手國も亦輸入制限して割當制度を設定する事を意味するのでは無い。若し兩國内に於ける關係産業が各々全體的に統制されて居る場合には、兩國の産業團體間に私的に割當協定が行はれる。佛蘭西は現在獨逸、和蘭、白耳義、波蘭、チエコ、スロバキヤ、匈牙利、ルーマニヤ、ユーゴスラビヤ、伊太利等の間に私的協定が行はれ、就中獨逸との間に於て

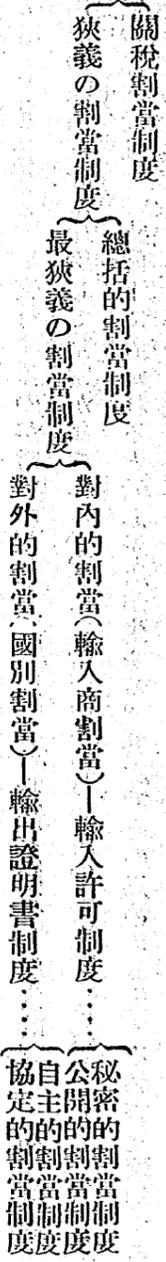
は、佛蘭西生産總聯盟と獨逸工業聯盟の代表工業團體の仲介で各種の割當品目に付て交渉が行はれ、一九三二年第一四半期に既に五十の割當協定が成立した。(註二四)斯かる私的協定は割當國政府の承認に依つて始めて實施される。而して割當制度に關する私的協定は兩國の關係産業が統制されて居る事を前提とし、然らざる場合には兩國政府間に割當制度に關する協定がなされる。

斯かる割當制度の協定に依つて、割當國は相手國に對して輸出商間の割當乃至統制を委任する。例へば佛國は次の各國に對して輸出割當統制を許して居る。獨逸(商工會議所四、産業團體二九)白耳義(勞働産業大臣、農務大臣、商工會議所一、産業検査官、國際製鋼カルテル、産業團體六、割當委任官二)埃太利(ウイーン商工會議所、産業團體六)致須國(商工大臣、産業團體七)英吉利(産業團體六、マンチエスター商工會議所)伊太利(組合大臣、産業團體三、パリ化學製品所)和蘭(和蘭稅關長、外務大臣、輸出組合二)米國(在パリ米國商工會議所、産業團體一)瑞西(聯邦經濟省一)波蘭(パリ化學製品所)(註二五)

對内的割當制度に於て制度の運用を圓滑にする爲、許可證の交付が行はれた事は前述せる所であるが、之と同様に輸出商割當に於ても、輸出統制を委任された輸出國政府、或ひは産業團體が輸出商に對して輸出證明書(Export-lizenzen. export certificate)を交付するのが常である。先づ輸出業者の範圍を限定し、對内的割當と同様に過去に於ける各輸出商の輸出統計に比例して割當がなされる。かくて輸出商にある程度の獨占的地位が與へられる事となり、屢々國割當の輸入商はその支配下に置かれると云ふ矛盾が生ずる。其處でその爲めに發生する弊害を除却する目的を以て、割當協定に際して相手國に次の如き義務を要求する。(一)割當數量は超過せざる事、(二)積荷は割當期間中繼續する事、(三)正常的な取引關係を維持する事、(四)割當數量に充たざる時は次期に於て修正さるべき事等であ

る。(註二六)

以上述べ來つた輸入割當制度の種々なる形態を分類すれば次の如くである。



註四 Walzer Greiff, a. a. O. S. 35. Harbeller, Der internationale Handel, 1933, S. 257.

註五 大藏省關稅課調查係調「各國輸入制限の實際(特に割當制度に就つ)」五七頁。

註六 Albrecht Forstmann, Der Kampf um den internationalen Handel, 1935, S. 225.

註七 Kurt Häfner, a. a. O. S. 32. F. A. Haight, French Import Quota, 1935, p. 21.

註八 商工省貿易局「各國に於ける輸入制限」一〇三頁。

註九 F. A. Haight, ibid. p. 21. Kurt Häfner, a. a. O. S. 45.

註一〇 商工省貿易局前掲書四頁。F. A. Haight, ibid. p. 124. Walzer Greiff, a. a. O. S. 21.

註一一 F. A. Haight, ibid. p. 24.

註一二 G. Harbeller, Liberal und Planwirtschaftliche Handelspolitik, 1934, S. 86. Kurt Häfner, 'Zur Theorie der mengenmäßigen Einfuhrregulierung', W. A. Band. 41, Heft. 2, 1935, S. 191.

註一三 大藏省關稅課調查係前掲書、四七頁。

註一四 商工省貿易局前掲書、七四頁。

註一五 K. Häfner, W. A. Band 40, S. 53.

註一六 商工省貿易局前掲書、八八頁。

註一七 F. A. Haight, ibid. 26. W. Greiff, a. a. O. S. 21.

註一八 K. Häfner, a. a. O. S. 52. F. A. Haight, ibid. 25.

註一九 K. Häfner, a. a. O. S. 32.

註二〇 商工省貿易局前掲書、一九頁、一七一頁。

註二一 K. Häfner, a. a. O. S. 45.

註二二 F. A. Haight, ibid. p. 23.

註二三 W. Greiff, a. a. O. S. 21. F. A. Haight, ibid. p. 19, 29.

註二四 K. Häfner, a. a. O. S. 55.

註二五 Dietrich, 'French Import Quotas', American Economic Review, Dec. 1933, 669. 竹内謙二著「貿易及貿易統制」三〇二頁

註二六 F. A. Haight, ibid. 31.

第三節 輸入割當制度の貿易政策的意義

以上二節に於て筆者は輸入割當制度は輸入貿易に對する國家の直接的制限乃至統制の手段であるとの觀點から、その必然性並びに形態の研究を行つた。併し乍ら輸入割當制度は斯る視野からのみでは其の本質を理解する事は出来ない。勿論割當制度が國際貿易に對する國家干渉の具體的手段として、關稅制度に比してより直接的である點に特徴が見出せるが、それは單に技術的方面の觀察に止まるのであつて、割當制度を理解する爲には更にそれよ

り進んで現在の世界經濟情勢との關聯の下に於けるその貿易政策上の意義、換言すれば割當制度と云ふ貿易統制手段が如何なる目標の爲めに採られて居るかと云ふ事を考察しなければならない。

關稅制度にしても過去に於てその貿易政策的意義は決して一樣では無かつた。或ひは國家の財政收入を増加せしめる爲め財政關稅、或ひは國內産業保護の爲の育成關稅、或ひはカルテルの國內市場獨占乃至ダンピングの前提條件としてのカルテル關稅等、資本主義經濟の發展と共に關稅制度の本質も變化した。割當制度の貿易政策的目標も亦決して一樣では無い。割當制度は既に大戰中並びにその直後、經濟機構殊に國際間の經濟關係が破壊された時代、貿易政策の手段として關稅制度がその作用を充分に發揮出來ず、之に代つて交戰諸國に於て行はれた。併し當時行はれた貿易統制手段としての割當制度は、寧ろ財貨欠乏の對策として輸出制限の爲に使用された手段であつて、現在恐慌下の割當制度が輸入制限の手段である點に於てその性質は全く對蹠的である。更に又現在世界恐慌下の國際貿易政策の具體的手段としてとられてゐる割當制度も、各國の特殊事情に依りその政策的目的は決して一樣では無い。

世界經濟恐慌の深化するに従つて、國民の購買力は益々減退した。他方生産は恐慌に依つて減退傾向をとつたとは云へ、各國の必死的な景氣政策に依つて屢々回復に向つて居る。かくて屢々云はれる如く貿易減退のテンポは生産縮少のテンポを遙かに凌ぐものがある。各國は國內購買力の減退、國內市場の狹隘化に依つて國外市場への依存性を強化せしめられたにも拘らず、國際貿易は益々減退して行く。かくて必然的に外國市場への進出の爲めに各國は未だ且つて無かつたやうな形態に於てダンピング或ひは輸出促進策をとる事を余儀なくし、國際貿易戰は激化するのみである。此の事は結局各國をして先づ自己の狹隘化した國內市場を確保すべく狂奔せしめる事となる。即ち現在恐慌時の貿易政策の特徴の一つは封鎖的傾向の強化である。各國は自國産業を保護する爲めに外國商品の輸入

を阻止制限して、國內需要は自國商品を以て充足せしめんとする。然るに第一節に於て述べた如く、現在の經濟機構の下に於て、特に國際貿易戰の激化した時代に、從來の貿易政策手段を以てしては對應し得ない。關稅制度は大戰前迄は如何に效を奏して居たと云へ、今や全く效果無き手段となつてしまつた事は明白である。此處に之に代るべき手段として輸入割當制度が登場した。斯くて自國産業の爲に國內市場を確保する目的の爲に輸入割當制度は使用された。かくる割當制度を假に自衛的割當制度と呼ぼう。

佛國に於けるコンタンジヤン制度に關する大統領令の裁可を得る爲に、一九三一年八月二十七日提出された佛國政府の報告書に曰く、「佛國關稅統計に依れば、一九三一年初頭以來入超止まず、七月に至る迄入超額は八十一億八千三百萬法に達した。斯くる趨勢を以てすれば、一九三一年末には入超總額百四十億法を突破するに至るであらう。斯くて經濟界の健全な發達は望み得ない。速に右の情勢を匡救せざれば、國際貸借は重大な危機に直向する。恐慌勃發以後その財界に及ぼす禍害を僅少ならしめる爲に、幾多の措置が講ぜられたが不幸にして何れも所期の効果を擧げる事は出来なかつた。斯くの如き情勢の爲、政府は貿易勘定の著しい不均衡を避ける處置を採らざるを得ない状態に立至つた。然るに關稅の引上に依る事は危険である。關稅の引上は之を急速に實現し難く、然も生産に對する負擔の増加、生活費及賃銀の騰貴を促す危険がある。……仍て輸入に對して例外的且一時的コンタンジヤンを設定せん事を提議する。」と(註二七)

又一九三一年十二月二十三日より施行された瑞西輸入制限法案第一條には、「國內産業の根本利益が脅威せられる場合之を保護し殊に失業を防遏する爲、聯邦政府は國家の一般的經濟利益を慮り、例外的一時的措置として其の指定すべき貨物の輸入を制限し、又は右輸入には政府の定むる條件に依りて發給せらるべき許可證を要するものとす

る事を得。」とある(註二八)

又西班牙に於ては、一九三四年三月十日付大統領令に依つて外國のダンピング對抗手段として商工大臣はダンピング商品に對して新輸入税の設定又は輸入税引上、輸入禁止の手段と同時に、輸入割當制度の設置をなす事を得る旨規定された。(註二八)

其の他和蘭に於て一九三二年十二月二十五日より實施された「非常時輸入法(割當制度)は、「危機に於ける輸入に關する法律」と呼ばれ(第十條)國內産業を脅威し其存立を危くせしむる虞ある外國品の輸入を阻止する爲に制定せられた。(註三〇)

而して自衛的割當制度は右の如く、單に國內産業の保護の爲にのみならず、國際貸借改善の爲にも訴へられる。通貨價值の下落を防ぎ、通貨制度の混亂を防止する爲に、極端なる輸入増加は之を阻止しなければならぬ。かゝる要求は債務國例へば獨乙に於て殊に強い。(註三一)

右の如き自衛的割當制度に於て、直接的に制限する輸入數量は如何にして決定せらるべきであらうか。自國産業保護の爲の國內市場確保を目的とするならば、割當數量は理論上左の如くにして決定されやう。(註三二)

國内市場確保—國内市場確保—輸入割當制度

併し乍ら右の如き方法で割當數量を決定する事は事實上不可能である。縱令國內の生産量、消費量を決定し得たとしても、購買力の減退或ひは代換物の使用、或ひは消費の伸縮性等を考慮しなければならぬ。

従つて實際には輸入數量の決定は大部分恐慌前に於ける正常的な輸入を基準とされて居る。例へば佛國に於て材木は一九二五—二九年の五ヶ年、葡萄酒其の他大多數の農産物は一九二七年一月—三二年七月の間が基準として求

められ、その平均輸入數量を割當數量として決定せられて居る。又和蘭に於ては一九二八—三〇年、白耳義、西班牙にあつては大部分一九三一—三二年の期間の平均輸入額が基準とされて居る。(註三三)斯くの如く過去の正常時に於ける輸入數量の平均を以て割當數量を算出したとしても、國內生産高並びに需要高に變動がある以上、前述の公式に適合した合理的な數字でない事は云ふ迄も無い。何時が其の國にとつて最も正常的な輸入状態であつたかは、理論上決して決定し得ない所であり、常に獨斷的要素の導入するを免れないであらう。(註三四)たゞ右の如き方法に依つて割當數量を求める事は、形式上割當制度に合理性を與へる爲になされるに過ぎない。従つて國內市場確保を強化せんとすれば、基準は過去の正常時の平均輸入數量にとり乍ら、實際にはその基準數量の何パーセントかを差引いて算出される。過去の正常時の基準は嚴格に守られず、恐慌の激化と共に割當數量は益々基準數量以下に決定せられる。(註三五)前述せる如く自衛的割當制度が極端な外國商品の排撃の爲に行はれて居る以上當然の結果である。例へば佛國木材割當制度は一九三一年度に於ては割當數量が一九二六—二九年の平均が基準であつたが、三二年度に至るや前年度即ち基準數量の三分の二が割當數量として決定された。其の他獨逸、白耳義、和蘭、西班牙、瑞西等の國に於て割當數量が基準數量の百パーセントである場合は非常に少く、五十パーセント前後、甚しき場合には三十パーセントに決定せられて居る(註三六)

而して各國が自衛的割當制度に依つて輸入數量を極端な程度に迄直接的に制限する場合、相手國に對して甚大な打撃を與へる事は明白である。一國の輸入制限の強化は直ちに對抗的に他國の輸入制限の強化を生む。更に國際貿易戰と輸入防壁戰とは相互に作用し合つて強化される。殊に輸入割當制度が關稅制度に比して輸入制限の効果が直接的である以上、輸入防壁に關して關稅戰爭以上の激烈な防衛戰が展開せられる。例へば一九三一年八月二十七日

佛國が最初に輸入割當制度を葡萄酒に適用した場合、伊太利葡萄酒業者に甚大な打撃を與へ、その結果伊太利政府は同年十二月十一日沸騰性葡萄酒、コニヤツク香水等に關し佛國品に對してのみ輸入割當制度を設定して報復的處置に出た。其の後一九三二年度に於ける佛國の輸入割當制度の強化に對抗して、伊國は更に種々なる商品に付て佛國本土並びにアルゼリヤよりの輸入數量を制限した。一九三四年に至るや更に一月十七日佛國に對して新たな輸入割當制度を設定して居る。又白耳義は佛國が白耳義産鶏卵に對して輸入割當制度を適用した事を理由として、佛國産馬鈴薯の輸入を全く禁止した。其の他英國は一九三四年度佛國輸入割當制度に依つて英國主要輸出品五十種が甚大な打撃を受けた事に對して報復手段として佛國輸入品に二割の附加税を課すに至つた。

右の如く一國の輸入割當制度の採用の結果は直ちに各國の極端な報復的手段を發生せしめる。而して輸入割當制度の効果が直接的であり、その相手國に對する影響も著しい爲に、それに對する報復手段も亦單に關稅の引上の如き手緩い方法のみならず、輸入割當制度、輸入禁止の如き直接的な輸入防遏手段が採られる。斯くて輸入割當制度は貿易政策上一つの報復的政策の具體的手段として屢々使用されるに至つた。

伊太利に於ける割當制度が主として佛國コンタンジャン制度に對する報復手段として發生した事は前述せる如くである。

其の他智利に於ける一九三二年七月公布の輸入管理法は、主として智利硝石の輸入に對し制限をなす國に對する報復を目的とし、併せて爾後諸國に付ても智利品輸入額相當の輸出額を割當て貿易均衡を計らんとするものであつた。(註三七)

又一九三三年九月二十二日獨乙品輸出保護法第一條には、「獨乙品が輸入制限を受け居る國よりの產品の輸入は獨

乙品輸出保護の爲同様之を制限することを得。一國に對する輸入數量の決定に當りては、當該國に於て獨乙產品の輸入が何れかの第三國の產品より不利なる待遇を受け居らざるやを考慮すべきものとす。」とあり、明かに報復的性質を帯びるものである。(註三八)

以上の如き報復的割當制度は、自衛的輸入割當制度とその政策的目標を異にする爲に、その形態に於ても差異が見出される。自衛的輸入割當制度に於ては國內産業保護の爲の輸入防遏がその第一義的目的であるからして、總括的割當制度を以てしても充分である。第三章に於て述べた如く、總括的割當制度の技術的困難乃至國民經濟への影響を考慮して、その弊害を排除する爲に對内的割當或ひは對外的割當に迄進展する。従つて對外的割當(國別割當)は自衛的割當制度にとつて必しも不可欠の手段ではない。たゞその制度遂行を圓滑ならしめる爲の補助手段に過ぎないのである。従つて自衛的割當制度に於て國別割當が行はれるとしても、その割當の基準は輸入總量決定の場合と同様に、過去に於ける各國よりの輸入統計の平均に之を求め、それに比例して割當てられる。其處には何等各國に對する政策的考慮はなされず、差別的待遇は見出されない。然るに報復的割當制度に於ては國別割當が第一義的に必要とせられる手段であり、各國に對する差別待遇が目標であらねばならない。かゝる差別的割當制度は本質的に最惠國約款の例外的制度である。輸入割當制度が各國に於て採用されるや、從來の通商條約上の原則たる最惠國約款に違反するや否やの問題が屢々論ぜられるに至つたが、前述せる自衛的割當制度にあつては種々議論の發生する余地があるに比して、差別的割當制度に於ては本質上明かに違反である。

自衛的割當制度に於てはその目標が單に輸入總量の防遏であり、國別割當が本質的な問題ではないからして、最惠國約款の解釋如何に依つては必しも違反するものではない。例へばその形態が總括的割當であつて國別割當が行

はれない場合には、各國はその規定數量の限界内に於ては自由に輸出し得るのであるからして、輸出の機會に於て各國は平等な立場にある。従つてヘイトの如く最惠國と平等な待遇を輸出機會の均等と解するならば最惠國約款に概觸しない。(註三九)併し事實上遠地にある國は不利な地位にあり、實質上差別的待遇を與へるからして、その意味からすれば違反である。

而して實際に於て總括的割當制度は種々なる技術的困難の爲に行はれず、對外的割當がなされる場合が多い。その對外的割當の基準として均等割當(Das egale Kontingent)比例割當(Das proportionale Kontingent)とが考へられる。(註四〇)前者は最惠國約款に關係ある總ての國に對して均等に割當する。平等の待遇を輸出數量の均等と解すれば、此の割當方法は最惠國約款に忠實である譯である。併し最惠國約款の要求する所が實質上の輸出能力に應じた輸入條件の平等であるとすれば、ハイペラーの云ふ如く明かに違反であらう。(註四一)第二の基準は各國への比例割當である。之は實際に大部分の國に於て行はれて居る方法であつて、過去に於ける各國から輸入數量に比例して割當を決定する。各國の輸出數量が總て減少せしめられて居るとは云へ、各國の輸出數量の間には比例的關係は失はれず、其の意味で平等の待遇である。即ち、ヘイト、ハイペラー、グライフ等多くの論者の認める所である。(註四二)勿論之とても各國の輸出割合が過去の統計に比例して固定されて居るのであるからして、各國の輸出能力が必ずしも一定不變のものでない以上、殊に恐慌時に於ける市場關係の激變、各國の輸出能力に差異ある場合には實質上之又必ずしも最惠國約款に忠實であるとは云ひ得ない。

以上の如く最惠國約款はその解釋如何に依つては、或ひは國別割當制度の基準如何に拘らず最惠國約款に概觸すると主張され、或ひは國別割當の基準如何に依つては必ずしも矛盾しないと主張される。その何れが是か否かは國際法上の問題であつて、今觸れる機會ではない。たゞ此處では自衛的割當制度に於ては最惠國約款違反に關する問題の發生する餘地があるに反して、報復的割當制度にあつては差別的待遇がその目標である以上、本質的に最惠國約款と矛盾する制度であり右の問題は全く發生の餘地が無い事を示せば足りる。

自衛的割當制度の強化は相互に輸入防遏戰を引起し、報復的割當制度の發生を見たのであるが、必ずしも報復手段のみ採られたのでは無い。他方に於ては、各國の封鎖的貿易政策が結局輸出を減退せしめ相互に死滅に導く結果となる事を知り、其處に何等かの打解策を見出さんとして協調的態度に出でしめるに至つた。勿論それは最惠國主義の原則に復歸せんとするのでは無く、互惠主義に基く協調的な通商條約が締結される。(註四三)輸入割當制度も亦その目標の爲に利用せられた。例へば佛國が一九三一年自主的に割當制度を強行した結果、直ちに瑞西、白耳義、伊太利、英國等より報復處置を浴びて輸入の減退以上に輸出が萎縮した。かくて協定的割當制度に向ふに至り、一九三二年度に於て米國、瑞西、露西亞、白耳義等一聯の國家との間にコンタンジャン協定を行つた。

從來米佛兩國間には通商に關しては暫定的取極があつたのみで、最惠國主義を保證する條約は無かつた。然るに一九三二年六月兩國間に割當制度に關する協定が成立した。即ち佛國は輸入割當制度に關する限り米國に最惠國待遇を與へる事を約束する。勿論割當制度に關する最惠國待遇と云つても、米國に對する割當數量が他國と同額であるべき旨の協定では無い。唯各國に對する割當方法と同等の待遇を與へると云ふ事である。換言すれば割當基準に付て米國に對して第三國に比し特に不利な割當は行はないと云ふ取極である。

佛國と瑞西間に於けるコンタンジャン協定は三三年八月四日佛國大統領令として公布された。此の協定は輸入割當制度設定に際して兩國は相互に特惠的待遇を與ふべき取極である。即ち瑞西は一九二九年の佛瑞條約附屬表にあ

る工業品に對して割當制度を設定する場合、佛國割當數量は原則として一九三一年の佛國品輸入數量以下に限定しない義務を負ふ。國別割當基準が一九二五—二九年間の輸入數量の平均であつて、三十年以後の急激な輸入數量を除外し、更にその何パーセントが減額したものであるのを常とするのであるからして、一九三一年度を割當基準の最低標準となすは明かに佛國に對して特惠的待遇を與へた事である。他方佛國は總輸入數量の一割に達しない瑞西商品に對しては、一九三一年度の瑞西よりの輸入數量を超過せざる限り之に割當制度を設定しない義務を負ふ。更に既存の相互の割當數量が少量に過ぎない場合、或ひは新たに割當制度を設定する際には、兩國は豫め交渉協議すべき取極がなされた。

其の他佛國と露國、白耳義との間にもコンタンジャンに關する協定の成立を見た。

右の如き協定に依る割當制度は勿論特に相手國に特惠的待遇を與へると云ふ意味で差別的割當制度ではあるが、報復的割當制度とはその政策的目的は全く反對であつて、協調的或ひは互惠的割當制度とも云ふべき性質のものである。自衛的割當乃至報復的割當が割當國に依つて一方的に自主的に設定せられるに對して、協調的割當制度にあつては國際間條約に基いて行はれる。かゝる互惠的手段として關稅割當制度は特に屢々利用される。(註四四) 各國の封鎖的貿易政策の強化されつゝある事は前述せる如くである。更に之を一步進めて考察すれば、封鎖的貿易政策の強化には一定の限界がある事が知れやう。即ちあくまで輸入を減少せしめ輸出を増大せしめんとする努力は、各國が斯かる努力を行つた場合結局各國はその輸入を減少せしめるばかりで無く、一國の輸入が他國にとつて輸出である以上、輸出も亦減退する事は必定である。然るに各國の輸入防遏策は國內市場は少くとも之を確保せんと云ふ企圖の下に行はれて居るのであつて、外國市場への依存性は益々増大こそすれ、決して減少したのでは無い。

勿論農業部門に於ては多くの場合、自給自足的政策のみを以てその危機から一應救はれるかも知れない。併し乍ら工業部門にあつては特に先進國工業にとつては外國市場は絶對的に必要である。従つて單なる消極的自給自足主義は當然放棄されなければならない。かくて輸入を制限すると同時に、自國の輸出を増加させようとする努力がなされる。前述せる自衛的割當制度中國際貸借の改善を目標とする場合、輸入のみならず輸出を考慮されて居る事は明かである。併し之は單に輸入の過超を制限して以て貿易の均衡を計らんとする消極的な意味であつて、輸入防止より輸出増進の必要にかられるや、割當制度も消極的な防衛的な性質を脱して積極的な性質を帯びるに至る。即ち自衛的割當制度或ひは報復的(差別的)割當制度から求償的(差別的)割當制度へ進展する。單に輸入防遏或ひはその報復の爲のみならず、自國商品の輸出を増加せしめる爲の駆引及び鬭争の手段として割當制度が使用されるのである。一九三四年以降特にかゝる傾向は著しくなつた。過去に於て關稅制度にも亦斯かる目標の爲に使用された。即ち大戦後通商條約締結の交渉の駆引として、關稅を豫め必要以上に引上げて置いて、互惠的に自國に對して關稅引下げを行ふ國に對してのみ之と交換に引下げをなす事が屢々行はれた。求償的割當制度の例を示せば次の如くである。

輸入割當制度の最も發達せる佛國に於ては、一九三四年度より求償的コンタンジャンたる性質を示すに至つた。即ち従來の割當總量の一部を國別割當となし、殘餘は諸外國との交渉に依つて佛國の輸出品に何等か特惠的待遇を與へた國に限り之を附與するのである。かくて一月一日以降各國に對する割當量を二十五パーセントに減少せしめ、殘りの七十五パーセントは相手國との協議に依つて相當の代償と交換に之を與へる事とし、又三四年度より新たに適用するコンタンジャンに對しても同様の方針を採る事に決定した。其の後佛國は従來の割當量十割復活を廻

つて、米國、白耳義、西班牙、瑞典、智惠古、芬蘭、葡萄牙、和蘭、ハイチ、希臘、瑞西、伊太利、ラトビヤ、智利等と交渉を重ね、相當の代償を得て割當量復活を許與して、相當の効果を收めて居る。(註四五)かくて佛國は輸入割當政策を輸出増進求償的貿易政策の手段として利用する事に依つて、相手國から輸入税減額、割當増額、貿易均衡保證等の特惠を得た。

和蘭も亦一九三二年以降國內産業の危機を救助すべく、割當制度を施行し來つたが、漸次割當量を減少して相手國よりの交渉を待ち、自國商品の輸出促進の爲に割當制度を利用する事を企圖するに至つた。(註四六)

又西班牙は一九三二年十二月以降國別割當制度を實施し來つたが、之又最近に至つて通商交渉の對象とするに依つて求償政策の武器として利用する方針を採るに至つた。即ち一九三四年十一月一日付大統領令を以て超割當制度を制定し、以て西班牙商品輸入の代償として特定國に對してのみ通常割當量以上に超割當を許與し、或ひは貿易關係を考慮して必要に應じて特定國に超割當量を一方的に許可し得るやう割當制度に伸縮性を賦與した。(註四七)

更に、極端なる手段として、波蘭(一九三三年三月二十四日)、埃太利(一九三二年四月二十八日)、伊太利(一九三四年)等に於ては、重要商品に對して先づ輸入禁止を爲し、然る後各國との協定に依り、何等かの自國輸出に關する代償を得て漸次特定國に對して、輸入を許可し數量を割當てする方針を採つて居る。

以上に依つて輸入割當制度の種々なる政策的目的を明かにした。輸入割當制度は貿易政策の一つの具體的手段であり、現在の世界恐慌渦中に於ける貿易政策の動向、封鎖主義、報復主義、互惠主義、求償主義に對應して、或ひは自衛的割當制度、或ひは報復的割當制度或ひは協調的割當制度として顯はれたのである。その意味では關稅制度も貿易政策の一手段たる以上異なる所はない。即ち關稅も亦保護關稅、平等關稅より差別關稅

特惠關稅、交渉關稅へと轉化した。即ち關稅制度と輸入割當制度との差異は前二節に於て述べた如く、寧ろ貿易政策の具體的手段としてその効果が間接的であるか直接的であるかの點にある。従つて兩者の經濟的影響にも差異が見出される。此の事は節を改めて論じやう。

註二七 大藏省關稅課調査係前掲書、二十二頁。

註二八 商工省貿易局前掲書、三十七頁。

註二九 外務省通商局「各國通商の動向と日本」七二頁。

註三〇 商工省貿易局前掲書、二四頁。

註三一 谷口吉彦著「貿易統制の研究」二一九頁。

註三二 Dietrich, *ibid.* p. 603.

註三三 商工省貿易局前掲書、五頁。

註三四 F. A. Haight, *ibid.* p. 20.

註三五 W. Greff, a. a. O. S. 21. F. A. Haight, *ibid.* p. 20.

註三六 商工省貿易局前掲書、九、一九、二一、三二、三六頁。

註三七 外務省通商局前掲書、一一八頁。

註三八 商工省貿易局前掲書、一四頁。

註三九 F. A. Haight, *ibid.* 22.

註四〇 W. Häfner, a. a. O. S. 55. 56.

註四一 G. Harbeller. *Liberal und Planwirtschaftliche Handelspolitik*, 1934. S. 89.

- 註四一 W. Greiff, a. a. O. S. 21. F. A. g. Haight, ibid. p. 24. Harbeller, a. a. O. S. 90.
註四二 W. Greiff, a. a. O. S. 26.
註四三 Häfner, a. a. O. S. 36. W. Greiff, a. a. O. S. 23.
註四五 外務省通商局前掲書、四十七頁。
註四六 商工省通商局前掲書、三十九頁。
註四七 外務省通商局前掲書、七十三頁。

第四節 輸入割當制度の効果

先に筆者は關稅制度の限界従つて輸入割當制度への必然性の考察に當つて、世界經濟機構が自由經濟から拘束經濟へと移行するにつれて、關稅制度の効果が減殺され、輸入干渉の爲には直接的手段として輸入割當制度の必要を見た事を述べた。即ち關稅制度が價格を媒介してのみ貿易現象に影響を及ぼすからである。而して此の事は他方に於て、關稅制度が自由經濟機構に障害を與へるものではあるが、その基礎を破壊するものでは無い事を意味する。財貨流通に對して價格現象を通じて間接的に阻害するなす限り、價格の自動的調節作用そのものを攪亂するものではない。即ち關稅は供給と需要の機構を破壊するものではなく、運送費と同様に單にそれに對する與件を變へる作用を持つに過ぎないのである。(註四八) 一國に於て關稅が設定された場合、國際間の財貨流通は一時的には攪亂され、需給條件も亦變化して價格は變動する。併し變化した需給條件に對應すべく輸入の増減が惹起されて、他の條件に變化無き限り價格の均衡状態は自動的に回復される。勿論此の場合關稅に依り輸入國と輸出國との間に一定の價格差が発生し、其の程度は國內市場の條件に依つて決定される。若し關稅に依る輸入數量の減少が國內生産に依つて

容易に代り得る場合には、間もなく市場に國內産業に依る供給が齎され、僅かな國內價格の騰貴を來すに過ぎない。若し國內生産の増加が不可能であり、當該商品に對する國內需要の弾力性無き場合は、價格はかなりの程度に増加する。何れにしても輸入關稅は多くの場合或る程度の國內價格の騰貴を齎し、國際間に於けるかなりの價格差は避け難い。併し乍ら此の價格差は他の條件に變化無き限り一定の限界を持つものである。即ち價格差は關稅額に依つて限定される。(註四九) 若し價格差が擴大して關稅額以上となれば、直ちに輸入は増大して國內價格の下落、外國價格の騰貴に依つて價格差は關稅額以内に落付く。假令國內市場が獨占到依つて支配され、關稅障壁が禁止的高さに設けられて居るとしても、關稅が價格を通しての輸入阻止である以上、ダンピング其他の形態に依る輸入が可能であり、國內價格の吊上げには自ら一定の限度がある。

而て輸入割當制度にあつては事情が稍々異なる。此の手段に依つても輸入が減少し、供給不足の結果價格の騰貴する事は、關稅制度と同様である。併し此の場合輸入割當制度は關稅制度と異り直接的な輸入數量の制限であるからして、外國産業の輸出價格如何に拘らず輸入は一定量に限定せられ従つて國內價格は大部分國內市場の條件に依存し、外國よりの財貨流入に依る價格の調節は充分に顯はれない。(註五〇) 即ち輸入制限に依つて生じた國際間の價格差は關稅額の場合に於けるが如き限界が無い。若し輸入の減少に對して國內生産が増加し得る場合には國內價格の騰貴はさしたる程度に上らないかも知れ無い。併し乍ら商品に對する國內需要が強大であるか、生産増加が不可能であるか、又は獨占體が人爲的に國內價格を吊げんとする場合には、價格は極度に騰貴する可能性を持つ。外國商品の供給に依る價格の調節が一定の輸入數量の範圍内に於ては作用し得るが、それ以上に於ては全く不可能である結果、關稅制度に於けるが如き價格騰貴の限界は存在しない。即ち關稅制度に於ては國際間に或る程度の差異を發

生せしめるとしても、國際間の價格の自動的均衡作用を全く破壊するものではないが、輸入割當制度にあつては實際の價格の關聯性を遮断してしまひ、國內價格は主として國內の需給條件に依つて決定せられる。かゝる自由競争の拘束せられる點に、輸入制限手段として價格減少に對する影響に關して兩者の間の本質的な差異が見出せる譯である。

右の如き輸入割當制度の影響は、それが關稅制度の如く價格統制(價格を通じての貿易統制)と對比して數量統制(數量に依る直接的な貿易統制)として各種割當制度に共通的な影響である。而して輸入割當制度の具體的形態は第二節に於て述べた如く種々存在する。従つて更にその各々に付て特殊な影響が認められる譯である。割當制度の最も單純な形態として總括的割當を挙げた。先にも觸れた如く、單に輸入總量を制限した場合、國內價格は不規則な不安定な状態に置かれる。一定數量内に於ては貿易商の營利行動に委ねる結果、輸入が急激に行はれて當該商品の價格は暴落する、従つて直ちに一定數量が輸入し盡されて輸入禁止の命令が發せられ、供給不足の爲に價格は暴騰する。かくて價格は鋸の齒の如く變動し、單に投機業者を活躍させるのみであつて、消費者、生産者何れの利益ともなるものではない。次にかゝる弊害を除却する爲め割當制度の更に進んだ形態として對內的割當と國別割當を挙げた。割當制度は嚴密な意味に於て寧ろかゝる割當にその特色がある事も既に述べた所である。

前述せる如く割當制度が輸入數量を直接的に制限すると云ふ事に依つて、既に國內生産者に一種の獨占的地位を與へ價格は騰貴する。而して對內的割當がなされた場合には、更に輸入業者に獨占的地位を與へる事に依つて一層價格の騰貴を助長する。(註五一)即ち各輸入業者は自己の輸入數量として一定數量保證される結果、總括的割當の場合に於けるが如き輸入業者間の自由競争は制限せられ、更に進んで輸入業者間の協定が可能となり、價格は人為的に

騰貴せしめられる。此處に消費者を犠牲にしての生産者並びに貿易商の利益が考へられる。關稅制度に於ては國內市場の需給條件に従つて價格の騰貴せる場合、關稅額の負擔は消費者のみならず生産者、貿易商への轉化の場合も考へられるが、割當制度にあつては後者への獨占的地位の附與の結果、價格騰貴は消費者のみの負擔となる。

又國別割當制度に於ては各輸出國は一定の輸出數量を確保せられ、その限度内に於て輸出が保證せられる結果、やはり輸出商に對して同様の獨占的地位を與へる事となる。輸出商のかゝる特權は當然輸入商との取引にも反映して後者はその支配下に置かれ輸入價格は不當に吊上げられる。例へば英國、瑞西及獨乙に於ては鶏卵一箱九乃至十弗にて販賣せられたにも拘らず、割當制度を施行せる佛國の輸入商に對しては十四弗乃至十五弗を要求した。又牛酪に就ては和蘭商人は白耳義、英吉利又は獨乙に於ける顧客に對する價格の殆んど二倍にも達する價格で佛國に販賣した。(註五二)

以上の如く輸入割當制度の實施は價格の無制限な人為的吊上げを可能にし、消費者の犠牲に於て生産者を始め輸入商、輸出商に對して不當の利益を許容する。輸入割當制度が輸入數量を直接的に制限する手段である以上、國內市場を確保する事に依る自國産業の保護と云ふ目的は一應達せられるかの如く考へられる。併し乍ら自國産業は單に國內市場を確保するのみで、生産過剰に基く困難から救はれるものではない。常に國內市場の獲得を必要とする。輸入割當制度は外國商品の阻止の爲にはかなり有効ではあるが、自國産業の國外市場をも保證する力はない。否寧ろ國內市場に於ける外國産業との競争を遙かに弱めるものである。即ち輸入割當制度實施の結果は國內價格騰貴し、生活費は上昇し、爲に生産費の切下げは困難となり、輸出能力は遙かに減退する。例へば割當制度の典型國たる佛國に於て輸入は一九三一年に四二二億フランから一九三三年に二八四億フランに減退したのに對して、輸出は

一九三二年の三〇四億フランから一八四億フランに減退して居る。(註五三)更に輸入割當制度に對して各國から報復的處置に出られた場合、其の國の輸出は更に減少を余儀無くせしめられる。各國が最近求償的割當制度へと移行しつゝある事は明かに此の事を裏書するものである。

右の如き事情は更に割當制度の企圖に反して貿易勘定の悪化をも齎す。假令輸入割當制度が直接的に輸入數量を減少せしめるとしても、生産者貿易商に依る輸入商品價格の高騰は、輸入額を輸入數量に比例して減少せしめものではない。更に輸出も亦輸入の減退より速かな速度で減少する以上、貿易勘定は決して改善されないであらう。

以上の考察に依つて輸入割當制度は種々なる弊害を伴ふ事が知れる。世界經濟機構の自由經濟から拘束經濟への發展に對應して必然的に發生し、輸入割當制度自身又自由經濟を拘束するものである。自由競争の拘束は代價の成立に於て最も強く影響があらはれ、それに依つて獨占的地位を與へられたものに依る價格の人為的操作を可能にする。而して現在の拘束經濟も依然として資本主義下に於て行はれる限り、特定人に依る不當な價格の人為的操作は矯正されなければならない。前述せる輸入割當制度の弊害も亦之等人爲的操作に依る價格騰貴に基くのである。従つてその弊害の除却の爲には價格に對する國家統制をも必要とする。現在の經濟機構が拘束的であると云へ依然として價格を中心に營まれて居る以上、單なる數量統制のみならず價格に對する統制をも行つて始めて効果的であり得る。従つて輸入割當制度も亦此の點に於て更に多くの問題を殘すものである。

註四八 g. Harbeler, *Liberal und Planwirtschaftliche Handelspolitik*, 1934, S. 84.

註四九 Adolf Weber, *Handels und Verkehrspolitik*, 1933, S. 157.

註五〇 v. Hübner, *W. A. S. 195-Harbeler, a. a. O. S. 84-F.A. Haight, ibid. p. 16.*

註五一 F.A. Haight, *ibid.* p. 205.

註五二 大藏省關稅課調査係、「佛國ロンドンジャン制度の經驗」二三頁。

註五三 F.A. Haight, *ibid.* p. 67.

(1193・11・16稿)